

# 業 務 委 託 契 約 書 (案)

- 1 委託業務の名称 令和6年度秋田県防災士養成研修業務委託
- 2 契 約 期 間 令和 年 月 日 ～ 令和 7年 3月28日
- 3 契 約 金 額 ¥○○○○○○○  
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ○○○○○○円)
- 4 契 約 保 証 金 ¥○○○○○○○  
秋田県財務規則第178条第3号の規定により免除 (免除の場合)

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、秋田県財務規則を遵守のうえ別添契約事項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 発注者

住 所 秋田市山王四丁目1番1号

職氏名 秋田県知事 佐竹 敬久 印

乙 受注者

住 所

氏 名 印

(総則)

第1条 受注者は、別紙「令和6年度秋田県防災士養成研修業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)及び「令和6年度秋田県防災士養成研修業務委託設計書(以下「設計書」という。))に基づき、頭書の委託料をもって頭書の履行期限までに頭書の委託業務を完了しなければならない。

2 前項の仕様書及び設計書に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者協議して定める。

(委託業務の着手)

第2条 受注者は、委託業務に着手したときは、直ちに着手届を発注者に提出しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りでない。

(再委託等の禁止)

第4条 受注者は、この契約について、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、一部事業については、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときはこの限りでない。

(委託業務の調査等)

第5条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況につき調査し又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第6条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において委託料又は契約期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は発注者と受注者が協議して定める。

(契約期限の延長)

第7条 受注者は、その責に帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその事由を附して契約期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(履行遅滞の場合における延滞金)

第8条 受注者の責に帰する事由により履行期限までに委託業務を完了することができない場合において履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、発注者は延滞金を附して契約期間を延長することができる。

2 前項の延滞金は委託料に対して、延長日数に応じ年2.5%の割合を乗じて計算した金額とする。

(検査及び引渡)

第9条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に成果品について検査し、必要に応じて現地調査を行い、委託業務の実施状況がこの契約に適合するか否か検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果、不合格となった成果品について、補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引渡しするものとする。

(委託料の支払)

第10条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは発注者に対して委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求書を受領したときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(違約金)

第11条 受注者の責に帰すべき事由により、発注者が契約を解除したときは、受注者は業務委託料の100分の10を違約金として、発注者の指定する期限までに納付しなければならない。

(秘密の保持)

第12条 受注者は、委託業務の処理上知り得た事項を第三者にもらしてはならない。業務終了後においても同様とする。

2 受注者は、貸出資料その他一切の資料を第三者に閲覧させてはならない。

(個人情報の保護)

第13条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らねばならない。

(契約外の事項)

第14条 この契約に規定のない事項又はこの業務について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。